



今回は、人事コンサルより「クラウド型人事評価システム」の御紹介となります。労務コンサルからは令和5年に実施された労働基準監督署の監督指導結果概要と賃金のデジタル払いについて、初めて資金移動業として、皆さんご存じの「paypay株式会社」が指定されたので、そのお知らせとなります。

人事評価制度の運用・管理をラクにしませんか ～クラウド型人事評価システム～

ML 人事評価

貴社では人事評価に用いる評価シートをどのように管理/運用していらっしゃいますか？多くの企業様では、紙の評価シートにご記入いただいたり、あるいはExcelの評価シートに入力いただく運用になっているのではないかと思います。

一方、紙やExcelの評価シートの場合は以下のような課題が想定されます。

- ・評価シートの配布/回収/集計に工数がかかりすぎる
- ・各社員の進捗確認が困難（目標入力や評価入力など）
- ・過去のデータ管理が大変でデータ活用できていない

上記のような課題解決の手段として、クラウド型の人事評価システムを導入する企業様がDX推進やペーパーレス化の意向もあり、ここ数年で増えてきております。人事評価制度の運用を効率化するための「ツール」です。上記課題がネックとなっている企業様がいらっしゃいましたら、そうしたツール導入もひとつの選択肢かと思えます。

様々な人事評価システムが出回っており長所/短所さまざまですが、ご参考までに、弊社の人事評価システムのポイントは以下3点です。もしご興味ございましたら是非、無料デモ体験もごございますので、お試しください。

- ①評価シート管理に特化したシンプル仕様
- ②リーズナブルな料金体系（目安として100名以内の企業様向け）
- ③評価シート作成/ブラッシュアップ支援も可能

※無料デモ体験のお申し込みは[こちら](#)

※MINAGINE人事評価システムの資料ダウンロードは[こちら](#)



令和5年度の長時間労働に関する監督指導実施事業場の約81%が労働基準関係法令違反

社労士法人ミナジン

厚生労働省は、令和5年度に長時間労働が疑われる事業場に対して労働基準監督署が実施した監督指導の結果を取りまとめ、監督指導事例とともに公表しました。令和5年度の監督指導実施状況のポイントと主な監督指導事例を確認しておきましょう。

●令和5年度の監督指導実施状況のポイント

令和5年4月から令和6年3月までに、26,117事業場に対し監督指導を実施し、21,201事業場（81.2%）で労働基準関係法令違反が認められた。

- <主な法違反>・違法な時間外労働があったもの→11,610事業場（44.5%）
- ・賃金不払残業があったもの→1,821事業場（7.0%）
 - ・過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの→5,848事業場（22.4%）



●主な監督指導事例／製造業に対して行われた監督指導の事例

機械器具製造を行う事業場（労働者約20人）において、営業職の労働者が精神障害を発症。長時間労働が原因であるとして労災請求がなされたため、立入調査を実施。

1. 精神障害を発症した労働者の勤務状況を確認したところ、繁忙期に上司の不在が重なり業務が集中したため、36協定で定めた上限時間（月42時間）を超える、最長で1か月当たり111時間の違法な時間外労働が認められた。……**労働基準法32条違反及び36条6項違反で是正勧告**
2. また、当該労働者には固定残業代（20時間分）が支給されていたものの、それを超過する時間外労働に対して、割増賃金が支払われていなかった。……**労働基準法37条違反で是正勧告**
3. そのほか、時間外・休日労働時間が1か月当たり80時間を超えていたにもかかわらず、当該労働者に対し、時間外・休日労働に関する情報を通知していなかった。……**労働安全衛生法66条の8第1項違反で是正勧告**

賃金のデジタル払い。資金移動業者を厚生労働大臣が初めて指定

賃金の支払方法については、通貨のほか、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への振込み等によることができることとされています。これらの支払方法に加え、令和5年4月1日からは、使用者が、労働者の同意を得た場合に、一定の要件を満たすものとして厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払（いわゆる賃金のデジタル払い）もできることとされました。

この改正の施行後、これまで、資金移動業者の指定は行われていなかったのですが、令和6年8月9日、「**PayPay株式会社**」に対し、労働基準法施行規則第7条の2第1項第3号の規定に基づき、資金移動業者の口座への賃金支払いに関する厚生労働大臣の指定を行ったということです。

サービスの開始時期については、同社からの発表を確認して欲しいということです。

MINAGINE NEWS LETTER

発行：社会保険労務士法人ミナジン／株式会社ミナジン

[Mail] info@sr-minagine.jp [Web] <https://sr-minagine.jp/>